スノム使用後の処理方法

（前提）廃棄物に含まれる油分が５％を超えるものは産業廃棄物になります。
従って、「スノム」も油分を吸着した時点では、産業廃棄物です。

１．油を吸着した「スノム」の自敷地内で処理する方法

「スノム」は、吸着限界を超えない範囲では、雨水等と接触しても吸着した油を再流出させることなく、時間の経過と共に油を水と二酸化炭素に分解・消化します。ゼロ・エミッション（廃棄物ゼロ）や産業廃棄物の削減という理念の実現のため、自敷地内に埋めて頂くのが望ましい方法です。

２．油を吸着した「スノム」を堆肥として処理する方法

油を吸着した「スノム」を自敷地内の花壇等の土中に埋め１週間に１回撹拌し、約１ヶ月経てば、油分は、分解・消化されます。その後、環境条件によりますが、土中のバクテリアによって堆肥になります。（但し、土中の温度は4℃以上）

【注意】吸着した液体の中に、政令で定められた有害物質で、廃棄について法令の定めがある場合、その法令に従ってください。（「スノム」自体の成分は、廃棄について一切法令の規制を受けません。）

３．油を吸着した「スノム」を一般ゴミとして処理する方法

①油を吸着した「スノム」をペール缶等の容器に入れ、「スノム」と同体積の土（「スノム」100gに対して土約600gの割合で）を混合し、１週間に１回撹拌し約１ヶ月経てば油分が分解・消化されます。（但し、土中の温度は4℃以上）

②油を吸着した「スノム」が、産業廃棄物か一般廃棄物かは、所轄の市町村の処理能力や見解によって取扱いが異なります。具体的な取扱いについては、事業活動を行う市町村に問合せ願います。東京都環境局では『油を吸着し粉末の外側に油が出ていなければ、公共の埋めたて場に投棄してよい。但し塩素系の液体を吸着した場合は公共の埋めたて場には投棄できない。』という判断です。
(地域の規制がある場合は、それに従って下さい)

廃棄物に含まれる油分に関しては、油分５％を超えるものは産業廃棄物として焼却処理が必要であり、５％以下であれば、事務系一般廃棄物として処理できます。
（厚生省産業廃棄物対策室、東京都環境局/環境指導部産業廃棄物指導課）

４．「スノムマット」を処理する方法

「スノムマット」の外側の袋は、とうもろこしの澱粉で出来ていますが、土中のバクテリアによる分解・消化では、ある程度の期間を要します。土中の堆肥化を促進するバクテリアの環境（水・空気・温度・栄養素）により期間は変わります。

有限会社アセンティー
技術部